

# ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区内規 緊急援助資金規程

## 1. 目 的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、1991年7月1日現在50万円をもって、『緊急援助資金』（以下、「資金」という）を設ける。

## 2. 資金の調達

- ① 積立金を充当し、資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- ② その他の収入

## 3. 資金の残高

資金の残高は、常時1,000万円以上を確保する。

## 4. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された333-E地区内の災害及びこれに準ずる国内、海外の災害並びに緊急に資金を要する事態のうちから、緊急援助資金委員会（以下、「委員会」という）の決議に採択する。

## 5. 委員会の構成

委員会は地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計及びキャビネット所在地ゾーン・チェアパーソンをもって構成する。

## 6. 運 用

- ① 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- ② 援助にあたっては、全委員の3分の2以上の賛成を要する。但し、必要に応じて電話、FAX、Eメールによって決定し、事後、文書でそれを確認することが出来る。
- ③ 援助の額及び援助の方法は、その都度決定する。
- ④ 援助を受けた地区のゾーン・チェアパーソンは、速やかにその用途を報告する。

## 7. 監 査

委員会は、複合地区会則24条第4項に準じて、この資金の監査を受け、期末における残高は、次期委員会に速やかに引き継ぐものとする。

## 8. 施行及び改廃

この規定は、1991年7月1日から施行し、以降、333-E地区年次大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上の賛成投票によって改廃することができる。

2001年4月28日 第47回333-B地区年次大会において一部改正

2002年5月11日 第48回333-B地区年次大会において一部改正

2008年4月27日 第54回333-E地区年次大会において一部改正

2011年5月7日 第57回333-E地区年次大会において一部改正